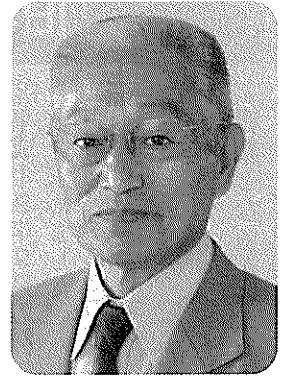


# 自治をめぐって 大林弘の活動報告



会派 地域力みんなの会

vol. 2

発行 平成24年7月 日  
事務局 近江八幡市桜宮町236近江八幡市役所議会事務局内  
TEL 33-3111

大林 弘  
安土町東老蘇1704  
TEL 46-3614

総務常任委員会委員  
地場産業地域活性化特別委員会委員

## 市長の市議会での答弁に思うこと

この1年、市長の議会答弁で気になっていることがあります。

それは世翔会所属議員等、市長派と思われる議員とそうでない議員に対する市長の態度です。

市長派議員の質問には、必ず市長が1番に立って答弁します。しかしそうでない議員には部長等に答弁させます。市長自身は目をつむり、扇子をパタパタ動かし無視する態度を取り続けています。

この市長の姿は健全とは思えないのです。市長は当選すれば市民全体の代表者となり、行政の執行者ですから、どの議員の質問にも等しく向き合わなくてはなりません。そして議員の多様な意見に恵まれてこそ、市政は活発になり市民と行政の間も身近に感じるようになるのです。市長の選り好みではよい行政はできるはずはありません。

## 市庁舎にかかる予算でこんな場面がありました

4月27日開催の臨時議会で、一般会計補正予算(第1号)が提案され、このうち総務常任委員会(8人 大林が所属)で市庁舎予算2036万3000円を審議、特に新庁舎の委託料1559万1000円が問題となりました。4ヶ所の庁舎候補用地を事前にボーリング調査等する予算です。

委員会の結論は、庁舎委託料はあまりにも拙速すぎである。議会には「市庁舎整備特別委員会」があり、ここで何も議論されていないことから、総務常任委員会では、全員一致で「以下の付帯決議をもって予算に賛成する」と決まりました。

ところが本会議に委員長が報告されたところ、議員の中から動議が出され次のように修正をする。この時間は午後5時から2時間余りもの延長の末の出来事でした。

## 市長と町長の間での約束

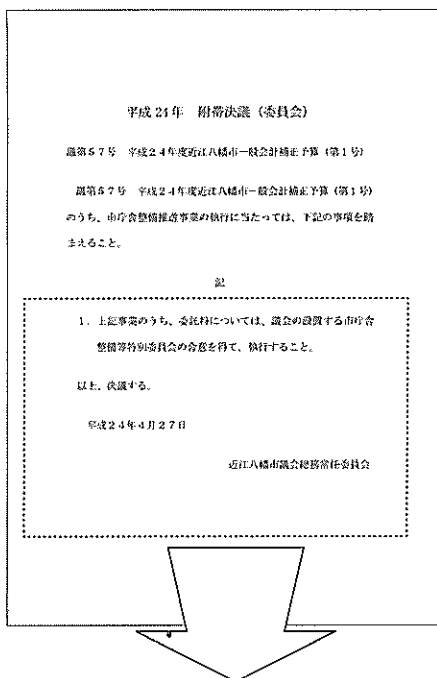
合併し、2年6ヶ月後にアンケートをとるは、市長から提案されたこと。

最初は4年を提案され、次は2年と変わり、3年度目の正直が、2年6ヶ月を提案されたのです。

その後、この約束については、約束はしたが合併当時の雰囲気であればという条件がつけられたり(東老蘇での未来創りトーク)今になると、「アンケート? そんな約束はしていない!」(議会)と言ったり、市長はバラバラな発言をされています。

しかし、市長との約束は絶対に実行してもらうことは当たり前のことです。そして、その約束当時は、何の条件も付けられておりません。テレビで放送していました。政治家の「ウソ」は詐欺師だと。そうならないようお願いしていきます。

この姿から本当に議会はチェック機能がしっかりと働いているといえるのでしょうか。むしろ今の議会は、権力側と一体化した古い体制を見る思いがします。議員が執行者を守護するかのよう一面を私は見ました。議会改革はどだい無理! 市民のみなさんはしつかり、近江八幡市の状況を見てください。この生々しいやりとりを見られて、まかせていくよくなるものではないことを! この議案に対し私は予算を反対し討論に立ちました。



1. 上記事業のうち、委託料については、議会の設置する市庁舎整備等特別委員会の合意を得て、執行すること。  
「と可能なかぎり意思の疎通をはかり」  
以上、決議する。

平成24年4月27日

**動議で修正なる!**

近江八幡市議会総務常任委員会

「~委員会の合意を得て」の一文が、「~委員会と可能なかぎり意思の疎通をはかる」に修正されました。この修正によって委員会の決議そのものが無効とされたに等しい。

## 安土町民の皆様へお願い

安土町は「合併反対」が町民の声でした。そして「合併したくない」は町民の圧倒的な声でした。安土町民はこの意志を示しながらも、やむを得ず合併させられたという現実の中で2年が過ぎました。

守ろう安土・みんなの会は、7月末日を締切日とし、安土町内各世帯を対象に、ご意見をお聞きしたいと用紙と封筒が配布されました。

そして富士谷市長が約束された2年6ヶ月のアンケートの結果によつては「分立」もしようがないとの言葉どおり実行されるよう、私も共に粘り強く活動していきます。

1人でも多くの方々からご意見が届けられますよう、ご協力をお願いします。

ご感想・ご意見をお寄せ下さい  
TEL/FAX 0748(46)3614  
携帯 090(9099)8325

# 「旧と畜場跡地の土壌汚染処理に2億1900万円」について質問

(経過)

平成19年9月「旧と畜場解体工事」は、2社による一般競争が入札によってX社が、1億0968万9300円で落札し工事請負契約されました。

そして2ヶ月後には「旧市場施設の解体」工事費2434万9500円が追加され、変更後の契約額は1億3403万8800円となりました。工事完了後は公園用地として活用予定となっていました。

今回この用地に給食センターや市営住宅等を建設することから、市は任意であるが土壌汚染調査をしたところ、有害物質の出る所ではないが最大「ヒ素」が基準値の1.8倍、「フッ素」が4.25倍検出されたこと。基準値以上の汚染は、バラバラな所からでており、しかも地表から50cmと浅い所から検出された。地下水汚染までには広がっていないと4月13日全員協議会で報告されました。

この汚染土壌を処理する経費に、2億1900万円を予算化したと説明されましたところ、議員からはどこから持ってきた土か？と質問がされました。職員からは「風評被害」の恐れがあり土を特定しない考えであること。また県の指導もあつて公表しないと説明されました。

ところが、半月後の4月27日の臨時議会では、一転して県の指導はなかったと訂正されたことは、行政の信用を失うことになったと強く感じたところでした。

## (原因究明が必要)

私は汚染原因の究明をしないで二億円をこえる汚染土壌の処理に使う税金は「ムダ」であり「もったいない」との立場で質問しました。

①4月13日県の指導がなかったのに市はなぜ県の指導があつたとウソの説明をしたのか。

②平成19年9月の解体工事関係書類の提出を求めましたが、市は五年もすると書類は廃棄されたのか見当たらないと回答。しかし議事終了後、書類はあつたに変わる。

③現在公文書の「公開請求」をしていいますがプライバシーもあり、たぐさんの書類となるから1ヶ月(6/21→7/20)の延長をすると回答

④設計業者と施工業者に電話や訪問による確認をしましたが、書類は全て行政に提出済みでありコメントは控えたいと返事

⑤担当者は汚染土壌の原因究明はしないと答弁しておきながら、いつのまにか原因究明はできない。に答弁が変わりました。

⑥4月13日の議会全員協議会の資料には、有害物質が出る所ではないと記載していましたが、以前からあつたようなあいまいな説明に。滋賀県は平成20年に「県食肉衛生検査所を解体工事」された時、敷地1,290㎡に対し100㎡に1ヶ所調査し、13ヶ所を土壌汚染対策法に定める方法による調査を実施され、この資料からは基準値を超過する汚染はなかったと報告がされています。

⑦滋賀県は平成20年に「県食肉衛生検査所を解体工事」された時、敷地1,290㎡に対し100㎡に1ヶ所調査し、13ヶ所を土壌汚染対策法に定める方法による調査を実施され、この資料からは基準値を超過する汚染はなかったと報告がされています。

## (私の見解)

市からは書類は廃棄されているかもと渡された資料は少なく、関係者からも工事について語ってくれない困つた中でしたが、わずかな資料から、施設解体工事後に使われた土が2種類あつたことを「工事特記仕様書」から確認できました。一つは「良質土」でありもう一つは「5mmフルイのマサ土」が持ち込まれている点です。

教育部長の説明は、覆土として上に盛っている土が15cm、20cm以下は全てものと「と畜場の土壌」と答弁されたが「工事特記仕様書」ではそうなっていないことが判明し追求しました。

仕様書には仕上げに5mmのフルイマサ土を10cmグラウンド舗装すると書かれているのです。ですから工事の仕方は、建物や地下埋設物を除却した後、先ず敷地をブルドーザーで均一に整地し、次に低いヶ所には「良質土」を補充し、約6,000㎡と広い敷地ですから、排水のための勾配を取り、一定の高さに整地された上に、仕上げのマサ土を厚さ10cmを均一に敷いて完了する作業と推測できます。

これらのことから汚染物質が含まれた土壌が持ち込まれたのは「良質土」ではないか。こう考えると汚染がバラバラな所から検出されたことと又、全て地表から50cmまでの所から基準値以上の汚染物質が検出されたことと結びつくと考えます。私は確信をもつてもう一度改めて原因究明をすべきだと求めました。

汚染が特定できれば搬出経費の2億円は市が負担すべきものではなく、この経費を国民健康保険料の値上をしないでよいことに使つてほしいと質問しました。



市が発注した工事で汚染土壌が紛れ込んだ

この損失2億円は本当のムダ金です。原因究明をしないのであれば、市長の責任で弁償すべき性格のものだと質問し、徹底した調査を要求しました。

市が公金を使い工事を発注し、土壌汚染が確認された場合、行政として一番にやるべきことは、急いで汚染土壌を除去するのではなく「原因究明」を行うという行政責任を果たさなくてはなりません。

市は汚染原因が特定できないから、土地所有者(市)がやらなければならぬと答弁されるだけで「原因究明」をここまでやりましたが、特定できなかったといった取り組んだ説明は何一つされなかったのです。

市は汚染土壌搬出のために、6月6日入札を執行。入札参加業者は19社で結果は、土壌汚染処理費は1億0969万9000円で(株)向茂組が落札されました。

予算2億1000万円の半額で落札されたのです。しかし半額といえども1億円を超える汚染土壌の処理費ですから、どこでどんな処理をされる計画か尋ねましたところ、答弁は県の許可がない段階では答えられないと回答されました。

先の議会では、ゴミを三重県まで搬出する経費、年間5億円の根拠は言えないと回答されて

いましたが、今回もまた言えないと答弁されました。納得できるものではありません。

市民に多大の損害を与えたという、行政責任としての反省は感じられない上に、土壌汚染原因者負担の原則が機能しない、行政姿勢は認められないと考へ何としても原因究明することを強く求めました。

## (抗議の反対討論)

汚染土壌の原因究明をしないまま、搬出に使う1億1130万円の経費はムダ使いです。

私は、黒に近い灰色との思いをもって今回の質問を致しましたが、なぜ汚染土壌が混入したのか不透明のままでは、市民の疑問のまなざしに答えることはできません。

議員は資料は少なくチェック機能が果たせない状況の中でも結果責任は問われます。それはこの工事に對し議会議決をしているからであります。

私はこの質問を通して、市行政の原因究明をしなければならぬという姿勢は乏しく、汚染原因は特定できないとの回答は市民目線とは、程遠いものと感じました。

そして、土壌汚染処理工事の入札が終わっているにもかかわらず、どこで、どんな処理をされるのかについて尋ねても、県の許可後でないと答えないと答弁されました。これでは汚染処理の工事請負契約の承認さえ議会がしてくればそれでよい！と勘ぐる事ができるおそまつな説明でした。これでは議員として議決に責任をもつことはできません。

介護保険料や国民健康保険料の値上や信長まつりやてんびんまつりの寄付も、苦勞しながら支払っている声もある中、わずか4年半前に1億3403万8800円で「旧と畜場跡解体工事」が終わった物件で、今度は工事によって搬入されたと思われる汚染土壌を処理する経費に、1億1130万円を行政が支出をしなければならぬという、税金の使い方は納得できるものではありません。本当にもったいないかぎりです。

当然市長の責任は引き続き問われます。給食センターの工事等は、一旦中止し施工業者にも協力を要請し、なぜ汚染土壌が混入したのかその原因が、双方によって明らかにされるまで給食センター工事は急ぎたいでしょうが、「旧と畜場跡地」での工事は、一切着工すべきでないと考えて性急な予算執行はすべきでない抗議の反対討論致しました。